ロ　近隣港（許可申請港以外の二種港又は三種港であつて、許可申請港の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する港湾をいう。）において一般港湾運送事業又は港湾荷役事業を営んでいる者	(ハ)　(イ)及び(ロ)に掲げる労働者及び施設により処理し得る貨物の取扱数量 ロ　法第二条第一項第四号に掲げる行為に関し次に掲げる事項 (イ)　労働者の数 (ロ)　荷役機械の種類ごとの台数及び一台ごとの能力 (ハ)　上屋の棟数並びに棟ごとの位置及び面積 (ニ)　上屋以外の荷さばき場の個所数並びに個所ごとの位置及び面積 (ホ)　(イ)から(ニ)までに掲げる労働者及び施設により処理し得る貨物の取扱数量 五　その他国土交通大臣が必要と認める事項

3　はしけ運送事業の事業計画には、第一項第一号及び第二号（ハに限る。）に掲げる事項（次の表の上欄各号のいずれにも該当する者にあつては、同表の下欄に掲げる事項）を記載しなければならない。

一　特定限定許可を受けてはしけ運送事業を営もうとする者	一　事業所の数並びに名称及び位置 二　業務の範囲 三　事業の実施期間 四　事業に使用される労働者及び事業の用に供する施設に関し次に掲げる事項 イ　労働者（通船の乗組員を除く。）の数 ロ　船舶又ははしけの一隻ごとの船名及び積トン数 ハ　引船一隻ごとの船名及び馬力数 ニ　イからハまでに掲げる労働者及び施設により処理し得る貨物の取扱数量 五　その他国土交通大臣が必要と認める事項
二　許可申請港において一般港湾運送事業を営んでいる者	

4　いかだ運送事業の事業計画には、第一項第一号及び第二号（ホに限る。）に掲げる事項（次の表の上欄各号のいずれにも該当する者にあつては、同表の下欄に掲げる事項）を記載しなければならない。

一　特定限定許可を受けていかだ運送事業を営もうとする者	一　事業所の数並びに名称及び位置 二　業務の範囲 三　事業の実施期間 四　事業に使用される労働者及び事業の用に供する施設に関し次に掲げる事項 イ　労働者（通船の乗組員を除く。）の数 ロ　引船一隻ごとの船名、馬力数及び所有又は借受けの別
二　許可申請港において一般港湾運送事業を営んでいる者	

3　はしけ運送事業の事業計画には、第一項第一号及び第二号（ハに限る。）に掲げる事項を記載しなければならない。

4　いかだ運送事業の事業計画には、第一項第一号及び第二号（ホに限る。）に掲げる事項を記載しなければならない。